



鳥取県公報

平成15年3月18日(火)

号外第13号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例(1)(障害福祉課).....	7
	鳥取県調理師試験委員条例(2)(健康対策課).....	8
	鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例(3)(循環型社会推進課).....	9
	鳥取県企業立地等事業助成条例(4)(産業開発課).....	10
	鳥取県国営大山山麓 ^{ろく} 土地改良事業負担金徴収条例(5)(耕地課).....	13
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (6)(森林保全課).....	14

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、地方自治法の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センター(以下「センター」という。)の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

2 設置(第2条関係)

障害者の体育活動等を推進するため、センターを鳥取市に設置することとした。

3 利用の許可(第3条関係)

センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

4 行為の制限等(第4条関係)

(1) センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならないこととした。

ア センターの施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

イ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

エ その他知事が別に定める行為

(2) 知事は、(1)に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができることとした。

5 措置命令(第5条関係)

知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、3による許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

6 利用許可の取消し(第6条関係)

知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができることとした。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 5の命令に従わないとき。

- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

7 管理の委託(第7条関係)

知事は、センターの管理を社会福祉法人鳥取県厚生事業団(以下「厚生事業団」という。)に委託することとした。

8 利用料金(第8条関係)

- (1) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、厚生事業団にその収入として収受させることとした。
- (2) 利用料金は、厚生事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする事とした。
- (3) 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする事とした。

9 利用料金の減免(第9条関係)

厚生事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる事とした。

10 規則への委任(第10条関係)

この条例に定めるもののほか、センターの管理に関する事項は、規則で定める事とした。

11 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行する事とした。

鳥取県調理師試験委員条例

1 設置(第1条関係)

調理師試験を実施するため、調理師試験委員(以下「委員」という。)を置く事とした。

2 組織(第2条関係)

- (1) 委員は、8人以内とする事とした。
- (2) 委員は、調理、栄養又は衛生に関する専門的な知識又は技能を有する者及び県の職員のうちから、試験の都度、知事が任命する事とした。

3 委任(第3条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める事とした。

4 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行する事とした。

鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例

1 設置(第1条関係)

地方自治法の規定に基づき、鳥取県産業廃棄物処分場税条例の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税を産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てるため、鳥取県産業廃棄物適正処理基金(以下「基金」という。)を設置する事とした。

2 積立て(第2条関係)

基金として積み立てる額は、県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税額から産業廃棄物処分場税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額とする事とした。

3 管理(第3条関係)

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない事とした。

4 運用益金の処理(第4条関係)

(1) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする事とした。

(2) (1)の場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする事とした。

5 繰替運用(第5条関係)

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる事とした。

6 処分(第6条関係)

基金は、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる事とした。

7 委任(第7条関係)

この条例に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、知事が定める事とした。

8 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行する事とした。

鳥取県企業立地等事業助成条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資することを目的とする事とした。

2 定義(第2条関係)

(1) この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる事とした。

ア 企業立地等事業 企業立地事業及び情報通信関連雇用事業をいう。

イ 企業立地事業 知事が別に定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業(以下「特定事業」という。)の用に供する工場若しくは事業所(以下「工場等」という。)を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備(既存の設備に代えて設置するものを除く。)を設置する事業(以下「新增設事業」という。)であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。

(ア) 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。

(イ) 情報処理・提供サービス業 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者及び短時間労働者が合計で20人以上であること。

(ウ) ソフトウェア業、職員教育施設・支援業(技術者の研修を主たる目的とするものに限る。以下同じ。)、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者(技術者、デザイナー(デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。以下同じ。))及び科学技術に関する研究者に限る。)が5人以上であること。

ウ 情報通信関連雇用事業 県内において、次の表の左欄に掲げる業種のいずれかに属する事業(専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。)の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情報通信関連事業の用に供する事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報通信関連事業の用に供する専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業(以下「事業所設置等事業」

という。)であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する同表の中欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事業所設置等事業の実施前の同表の中欄に掲げる者の人数にそれぞれ同表の右欄に定める人数を加えた人数以上の同表の中欄に掲げる者を雇用して当該情報通信関連事業を継続する事業をいう。

情報処理・提供サービス業	常時雇用労働者及び短時間労働者	合計で20人
ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める業種	常時雇用労働者(技術者、デザイナー及び科学技術に関する研究者に限る。)	5人

エ 投下固定資産額 新增設事業を実施する者(新增設事業を実施する者が法人である場合にあっては、当該新增設事業を実施する法人(エにおいて「実施法人」という。)の商法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が別に定めるもの(エにおいて「親法人」という。)親法人が商法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が別に定めるものを含む。)が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産(地方税法に規定する償却資産をいう。以下同じ。)の取得に要する費用の額その他新增設事業に必要であると知事が認める費用の額の合計額(新增設事業に対し補助金その他これに類するものとして知事が別に定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。)をいう。

オ 賃借料 新增設事業を実施する者が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産の賃借に要する費用の額(5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限る。)をいう。

カ 投資額 投下固定資産額及び新增設事業の完了の日から起算して5年間分の賃借料の額の合計額をいう。

キ 常時雇用労働者 雇用保険法に規定する一般被保険者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に規定する短時間労働者を除く。)のうち、県内に住所を有するものをいう。

ク 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に規定する短時間労働者のうち、雇用期間が4月以上で、県内に住所を有するものをいう。

ケ 専用通信回線 電気通信事業法に規定する専用通信回線及び当該専用通信回線以外の電気通信回線であって事業の形態等から知事が特に必要であると認めるものをいう。

(2)(1)ウの知事の認定は、同一の者について1回に限り行うことができるものとする。こととした。

3 補助金の交付等(第3条関係)

(1) 県は、1の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付することとした。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とすることとした。

1 企業立地事業補助金	(1) 企業立地事業(2(1)イ(ア)に掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者	投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じた額に2億円を加えて得た額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)
	(2) 企業立地事業(2(1)イ(ア)に掲げる業種に係るものであって、投資額が20	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗

	億円を超え、投下固定資産額が20億円以下であり、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者	じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)
	(3) 企業立地事業(2(1)イ(ア)又は(イ)に掲げる業種に係るものに限る。)を実施する者((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(2億円を限度とする。)
	(4) 企業立地事業(ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は2(1)イ(ウ)の知事が別に定める業種に係るものに限る。)を実施する者	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)
	(5) 企業立地事業(職員教育施設・支援業又は自然科学研究所に係るものに限る。)を実施する者	投下固定資産額に100分の20を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)
2 情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業を実施する者	情報通信関連雇用事業を実施している期間(最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。以下この表において「事業実施期間」という。)の事業所(事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した床面積に係る部分に限る。)の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額(1年間につき1,200万円を限度とする。)並びに事業実施期間の専用通信回線(事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。)の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額(1年間につき2,000万円を限度とする。)の合計額

(2)(1)にかかわらず、企業立地事業のうち先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、前項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額(2億円を限度とする。)を加算した額以下とすることとした。

(3) 企業立地事業(工場等の設置をする事業に限る。)が県内の既存の工場等の廃止に伴うものである場合における(1)の適用については、(1)の表1(1)中「投下固定資産額が」とあるのは、「投下固定資産額(廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が別に定めるところにより算出した額を除く。以下同じ。)」が」とすることとした。

(4)(1)にかかわらず、情報通信関連雇用事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金の額は、(1)の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とすることとした。

4 事業実施者の責務(第4条関係)

次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならないこととした。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金の対象となった企業立地事業に係る特定事業	企業立地事業の完了の日から10年間
情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金の対象となった情報通信関連雇用事業に係る情報通信関連事業	最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間

5 その他（第5条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日等

(1) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

(2) この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失うこととした。

(3) この条例の失効の日以前に2(1)イの知事の認定を受けた企業立地事業及び同日以前に2(1)ウの知事の認定を受けた事業所設置等事業に係る情報通信関連雇用事業に係る3(1)の表の左欄に掲げる補助金については、3及び4は、この条例の失効後も、なおその効力を有することとした。

鳥取県国営大山山麓^{ろく}土地改良事業負担金徴収条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、国営大山山麓^{ろく}土地改良事業（土地改良法（以下「法」という。）に規定する農用地の造成のうち、農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業（以下「地目変換」という。）及び地目変換に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事（以下「区画整理」という。）に係る部分に限る。以下「国営事業」という。）に係る法の規定による負担金の徴収に関し必要な事項を定めることとした。

2 負担金の徴収（第2条関係）

(1) 県は、国営事業に関し、国営事業によって利益を受ける者で国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）から、その負担金の一部を徴収することとした。

(2) (1)の場合において、受益者が国営事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することとした。

3 負担金の額（第3条関係）

(1) 2(1)により県が徴収する負担金（以下「負担金」という。）の総額は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める額とすることとした。

ア 地目変換 地目変換に係る費用の額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額（以下「国の消費税相当額」という。）を除く。）に100分の3.1を乗じて得た額に地目変換に係る費用のうち国の消費税相当額を加えて得た額の範囲内で知事が別に定める額

イ 区画整理 区画整理に係る費用の額（国の消費税相当額を除く。）に100分の10.2を乗じて得た額に区画整理に係る費用のうち国の消費税相当額を加えて得た額の範囲内で知事が別に定める額

(2) 受益者ごとの負担金の額は、(1)ア及びイに掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める額に、当該事業の施行に係る地域内にある土地でその者の法に規定する資格に係るものの面積の当該事業の施行に係る地域内にある土地の総面積に対する割合を乗じて得た額とすることとした。

4 負担金の徴収方法（第4条関係）

(1) 負担金の支払期間（据置期間を含む。）は15年とし、据置期間は3年とすることとした。この場合

において、支払期間の始期は、国営事業が完了した年度の翌年度とすることとした。

(2) 負担金の利率は、年5パーセントとすることとした。

(3) 負担金は、元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせることとした。

(4) (1)及び(3)にかかわらず、負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、知事は、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせることができることとした。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、国の消費税相当額に係る負担金の部分については、知事が別に定める支払の方法により支払わせることとした。

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 次の条例について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

(1) 鳥取県税条例

(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

(3) 鳥取県環境影響評価条例

(4) 鳥取県手数料徴収条例

2 この条例は、平成15年4月16日から施行することとした。

条 例

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第1号

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 障害者の体育活動等を推進するため、鳥取県立障害者体育センター(以下「センター」という。)を鳥取市に設置する。

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第4条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第5条 知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、センターの管理を社会福祉法人鳥取県厚生事業団(以下「厚生事業団」という。)に委託する。

(利用料金)

第8条 センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、厚生事業団にその収入として収受させる。

2 利用料金は、厚生事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第9条 厚生事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県調理師試験委員条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第2号

鳥取県調理師試験委員条例

(設置)

第1条 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の調理師試験を実施するため、調理師試験委員(以下「委員」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員は、8人以内とする。

2 委員は、調理、栄養又は衛生に関する専門的な知識又は技能を有する者及び県の職員のうちから、試験の都

度、知事が任命する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。

鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例をここに公布する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第3号

鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てるため、鳥取県産業廃棄物適正処理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税額から産業廃棄物処分場税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。

鳥取県企業立地等事業助成条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第4号

鳥取県企業立地等事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業立地等事業 企業立地事業及び情報通信関連雇用事業をいう。

(2) 企業立地事業 知事が別に定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業(以下「特定事業」という。)の用に供する工場若しくは事業所(以下「工場等」という。)を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備(既存の設備に代えて設置するものを除く。)を設置する事業(以下「新增設事業」という。)であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。

ア 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。

イ 情報処理・提供サービス業 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者及び短時間労働者が合計で20人以上であること。

ウ ソフトウェア業、職員教育施設・支援業(技術者の研修を主たる目的とするものに限る。以下同じ。)、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者(技術者、デザイナー(デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。以下同じ。))及び科学技術に関する研究者に限る。)が5人以上であること。

(3) 情報通信関連雇用事業 県内において、次の表の左欄に掲げる業種のいずれかに属する事業(専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。)の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情報通信関連事業の用に供する事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報通信関連事業の用に供する専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業(以下「事業所設置等事業」という。)であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する同表の中欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事業所設置等事業の実施前の同表の中欄に掲げる者の人数にそれぞれ同表の右欄に定める人数を加えた人数以上の同表の中欄に掲げる者を雇用して当該情報通信関連事業を継続する事業をいう。

情報処理・提供サービス業	常時雇用労働者及び短時間労働者	合計で20人
ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める業種	常時雇用労働者（技術者、デザイナー及び科学技術に関する研究者に限る。）	5人

- (4) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（新增設事業を実施する者が法人である場合にあっては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の商法（明治32年法律第48号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が別に定めるもの（以下この号において「親法人」という。）親法人が商法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が別に定めるものを含む。）が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用の額その他新增設事業に必要であると知事が認める費用の額の合計額（新增設事業に対し補助金その他これに類するものとして知事が別に定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。）をいう。
- (5) 賃借料 新增設事業を実施する者が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産の賃借に要する費用の額（5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限る。）をいう。
- (6) 投資額 投下固定資産額及び新增設事業の完了の日から起算して5年間分の賃借料の額の合計額をいう。
- (7) 常時雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）のうち、県内に住所を有するものをいう。
- (8) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者のうち、雇用期間が4月以上で、県内に住所を有するものをいう。
- (9) 専用通信回線 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第21条第3項に規定する専用通信回線及び当該専用通信回線以外の電気通信回線であって事業の形態等から知事が特に必要であると認めるものをいう。

2 前項第3号の知事の認定は、同一の者について1回に限り行うことができるものとする。

（補助金の交付等）

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

1 企業立地事業補助金	(1) 企業立地事業（前条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。）を実施する者	投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じた額に2億円を加えて得た額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料（情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。）の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）
	(2) 企業立地事業（前条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投資額が20億円を超え、投下固定資産額が20億円以下であり、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。）を実施する者	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）

	(3) 企業立地事業(前条第1項第2号ア又はイに掲げる業種に係るものに限る。)を実施する者((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(2億円を限度とする。)
	(4) 企業立地事業(ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は前条第1項第2号ウの知事が別に定める業種に係るものに限る。)を実施する者	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)
	(5) 企業立地事業(職員教育施設・支援業又は自然科学研究所に係るものに限る。)を実施する者	投下固定資産額に100分の20を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)
2 情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業を実施する者	情報通信関連雇用事業を実施している期間(最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。以下この表において「事業実施期間」という。)の事業所(事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した床面積に係る部分に限る。)の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額(1年間につき1,200万円を限度とする。)並びに事業実施期間の専用通信回線(事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。)の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額(1年間につき2,000万円を限度とする。)の合計額

2 前項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、前項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額(2億円を限度とする。)を加算した額以下とする。

3 企業立地事業(工場等の設置をする事業に限る。)が県内の既存の工場等の廃止に伴うものである場合における第1項の規定の適用については、同項の表1の項(1)中「投下固定資産額が」とあるのは、「投下固定資産額(廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が別に定めるところにより算出した額を除く。以下同じ。)」が」とする。

4 第1項の規定にかかわらず、情報通信関連雇用事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

(事業実施者の責務)

第4条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金の対象となった企業立地事業に係る特定事業	企業立地事業の完了の日から10年間
-----------	-------------------------------	-------------------

情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金の対象となった情報通信関連雇用事業に係る情報通信関連事業	最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間
---------------	---	--------------------------

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の日以前に第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業及び同日以前に同項第3号の知事の認定を受けた事業所設置等事業に係る情報通信関連雇用事業に係る第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、同条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

鳥取県国営大山山麓^{ろく}土地改良事業負担金徴収条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第5号

鳥取県国営大山山麓^{ろく}土地改良事業負担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国営大山山麓^{ろく}土地改良事業(土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第2条第2項第3号に規定する農用地の造成のうち、同号に規定する農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業(以下「地目変換」という。)及び地目変換に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事(以下「区画整理」という。)に係る部分に限る。以下「国営事業」という。)に係る法第90条第2項の規定による負担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第2条 県は、国営事業に関し、国営事業によって利益を受ける者で国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)から、その負担金の一部を徴収する。

2 前項の場合において、受益者が国営事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

(負担金の額)

第3条 前条第1項の規定により県が徴収する負担金(以下「負担金」という。)の総額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 地目変換 地目変換に係る費用の額(国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額(以下「国の消費税相当額」という。)を除く。)に100分の3.1を乗じて得た額に地目変換に係る費用のうち国の消費税相当額を加えて得た額の範囲内で知事が別に定める額

(2) 区画整理 区画整理に係る費用の額(国の消費税相当額を除く。)に100分の10.2を乗じて得た額に区画整理に係る費用のうち国の消費税相当額を加えて得た額の範囲内で知事が別に定める額

2 受益者ごとの負担金の額は、前項各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額に、当該事業の施行に係る地域内にある土地でその者の法第3条に規定する資格に係るものの面積の当該事業の施行に係る地域内にある土地の総面積に対する割合を乗じて得た額とする。

(負担金の徴収方法)

第4条 負担金の支払期間(据置期間を含む。)は15年とし、据置期間は3年とする。この場合において、支払期間の始期は、国営事業が完了した年度の翌年度とする。

2 負担金の利率は、年5パーセントとする。

3 負担金は、元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせるものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、知事は、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、国の消費税相当額に係る負担金の部分については、知事が別に定める支払の方法により支払わせるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第6号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(狩猟者登録税の税率)</p> <p>第155条 狩猟者登録税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>網・わな</u>猟免許又は<u>第一種銃</u>猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 10,000円</p> <p>(2) <u>網・わな</u>猟免許又は<u>第一種銃</u>猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 4,500円</p>	<p>(狩猟者登録税の税率)</p> <p>第155条 狩猟者登録税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>甲種</u>狩猟免許又は<u>乙種</u>狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 10,000円</p> <p>(2) <u>甲種</u>狩猟免許又は<u>乙種</u>狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 4,500円</p>

(3) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者
3,300円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟者登録税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録

(2) 略

(入猟税の税率)

第208条 入猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6,500円

(2) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 2,200円

(3) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者
3,300円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟者登録税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) 放鳥獣猟区（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第14条第3項に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録

(2) 略

(入猟税の税率)

第208条 入猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6,500円

(2) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 2,200円

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
略		略	
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（被害の防止を目的とする狩猟鳥獣（クマを除く。）又は狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外のものの捕獲等（かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いるものに限る。）及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボ	各市町村	26 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第12条第1項の規定による鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取の許可（駆除を目的とする狩猟鳥獣（クマを除く。）又は狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外のものの捕獲（かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いるものに限る。）及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、	各市町村

<p>ソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ又はコサギの卵の採取等に係るものに限る。(2)から(11)までにおいて同じ。)</p> <p>(2) 第9条第7項の規定による許可証の交付</p> <p>(3) 第9条第8項の規定による従事者証の交付</p> <p>(4) 第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付</p> <p>(5) 第9条第11項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理</p> <p>(6) 第9条第12項の規定による報告の受理</p> <p>(7) 第19条第1項の規定による鳥獣の飼養の登録</p> <p>(8) 第19条第5項の規定による鳥獣の飼養の登録の有効期間の更新</p> <p>(9) 第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録票の再交付</p> <p>(10) 第20条第3項の規定による登録鳥獣の譲受け又は引受けをした旨の届出の受理</p> <p>(11) 第21条第1項の規定による登録票の返納の受理</p> <p>(12) 第24条第1項の規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可</p> <p>(13) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(14)において同じ。)</p> <p>(14) 第75条第3項の規定による立入検査</p>	<p>各市町村</p>	<p>ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ又はコサギの卵の採取に係るものに限る。(2)及び(3)において同じ。)</p> <p>(2) 第12条第3項の規定による許可証及び従事者証の交付</p> <p>(3) 第13条の規定による鳥獣飼養許可証の交付</p> <p>(4) 第13条ノ2ただし書の規定によるヤマドリの販売の許可</p> <p>(5) 第19条ノ2第1項の規定による立入検査(この項に規定する事務に係るものに限る。(6)において同じ。)</p> <p>(6) 第20条ノ3の規定による報告の徴収</p>	<p>各市町村</p>
<p>27 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの</p> <p>(1) 第7条第10項又は第11項の規定による住所又は氏名の変更の届出の受理</p> <p>(2) 第7条第12項の規定による許可証の亡失の届出の受理</p> <p>(3) 第7条第13項の規定による従事者証の亡失の届出の受理</p> <p>(4) 第20条第5項の規定による住所又は氏名の変更の届出の受理</p> <p>(5) 第20条第6項の規定による登録</p>	<p>各市町村</p>	<p>27 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの</p> <p>(1) 第30条第2項の規定による鳥獣を譲り受けた旨の届出の受理</p> <p>(2) 第30条第4項の規定による鳥獣飼養許可証の有効期間の更新</p> <p>(3) 第31条の規定による住所及び氏名の変更の届出の受理</p> <p>(4) 第32条の規定による鳥獣捕獲許可証等の亡失の届出の受理</p> <p>(5) 第33条第1項及び第3項の規定による鳥獣捕獲許可証等の再交付の請求の受理</p> <p>(6) 第34条第1項及び第2項の規定による鳥獣捕獲許可証等の返納の受理</p> <p>(7) 第34条第5項の規定による報告の受理</p>	<p>倉吉市、八頭郡の町村並びに東伯郡大栄町及び赤碓町</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

票の亡失の届出の受理			
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可(クマによる被害の防止を目的とするものに限る。以下この項において同じ。) (2) 第9条第7項の規定による許可証の交付 (3) 第9条第8項の規定による従事者証の交付 (4) 第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請の受理 (5) 第9条第11項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理 (6) 第9条第12項の規定による報告の受理 (7) 第19条第1項の規定による鳥獣の飼養の登録 (8) 第19条第5項の規定による鳥獣の飼養の登録の有効期間の更新 (9) 第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録票の再交付の申請の受理 (10) 第20条第3項の規定による登録鳥獣の譲受け又は引受けをした旨の届出の受理 (11) 第21条第1項の規定による登録票の返納の受理 (12) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(13)において同じ。) (13) 第75条第3項の規定による立入検査	倉吉市、 八頭郡の 町村並び に東伯郡 大栄町及 び赤碕町		
29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(5)までに掲げるもの	倉吉市、 八頭郡の 町村並び に東伯郡 大栄町及 び赤碕町	29 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(7)までに掲げるもの	倉吉市、 八頭郡の 町村並び に東伯郡 大栄町及 び赤碕町
略		略	

(鳥取県環境影響評価条例の一部改正)

第3条 鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。 (1)~(3) 略 (4) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により指定された特別保護地区</u> (5) 略 4及び5 略	(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。 (1)~(3) 略 (4) <u>鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第3項の規定により指定された特別保護地区</u> (5) 略 4及び5 略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下この条において「移動号等」という。)に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下この条において「移動後号等」という。)が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等(以下この条において「削除号等」という。)を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等(以下この条において「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(232) 略 (233) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)</u> 第19条第1項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録 1件につき3,400円 (234) <u>鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(232) 略 (233) <u>鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第4条第1項の規定に基づく狩猟免許又は狩猟免状の再交付</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 狩猟免許 (ア) <u>鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律第7条第3項</u>

<p>ア 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者 1件につき 4,000円</p> <p>イ その他の者 1件につき5,300円</p> <p>(234の2) 鳥獣保護法第46条第2項の規定に基づく 狩猟免許の再交付 1件につき1,100円</p> <p>(235) 鳥獣保護法第51条第3項の規定に基づく狩猟 免許の更新 1件につき2,900円</p> <p>(236) 鳥獣保護法第55条第1項の規定に基づく狩猟 者の登録 1件につき1,900円</p> <p>(237) 鳥獣保護法第61条第5項の規定に基づく狩猟 者登録証等の再交付 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれに定める額</p> <p>ア 狩猟者登録証の再交付 1件につき1,100円</p> <p>イ 狩猟者記章の再交付 1件につき1,000円</p> <p>(238)~(323) 略</p> <p>2 略</p>	<p>各号に掲げる者 1件につき4,000円</p> <p>(イ) その他の者 1件につき5,300円</p> <p>イ 狩猟免許の再交付 1件につき1,100円</p> <p>(234) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条ノ4第2 項の規定に基づく狩猟免許の更新 1件につき2,900 円</p> <p>(235) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ3第1 項の規定に基づく狩猟者の登録 1件につき1,900 円</p> <p>(236) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ3第2 項の規定に基づく狩猟者登録証等の再交付 次に掲 げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 登録証の再交付 1件につき1,100円</p> <p>イ 記章の再交付 1件につき1,000円</p> <p>(237) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第13条の規定に 基づく飼養許可証の発行 1件につき3,400円</p> <p>(238)~(323) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成15年 4月16日から施行する。

